

限度額適用認定証交付申請についてのご案内

毎月1日から月末までの医療費について、所得区分に応じた自己負担限度額までにとどめる制度です。所得区分は、世帯主及び国民健康保険被保険者の所得で判定されます（下表参照）。

●交付要件

(1)交付対象者が70歳未満の場合、世帯に国保税の滞納がないこと。

(2)交付対象世帯に所得未申告者がいないこと。

●必要書類

(1)限度額適用認定証交付申請書 (2)世帯主の身分証明書の写し (3)世帯主及び該当者の個人番号がわかるものの写し（確認後、市役所で破棄します。返送をご希望の場合はお申し出ください。）

【所得区分一覧表】

70 歳未満のかた				
所得区分	基準	限度額		年間上限額
ア	基礎控除後の所得が 901 万円を超える世帯	270,300 円＋（総医療費 - 901,000 円）×1% （多数該当 140,100 円）		1,680,000 円
イ	基礎控除後の所得が 600 万円を超え 901 万円以下の世帯	179,100 円＋（総医療費 - 597,000 円）×1% （多数該当 93,000 円）		1,110,000 円
ウ	基礎控除後の所得が 210 万円を超え 600 万円以下の世帯	85,800 円＋（総医療費 - 286,000 円）×1% （多数該当 44,400 円）		530,000 円
エ	基礎控除後の所得が 210 万円以下の世帯	61,500 円（多数該当 44,400 円）		
オ	住民税非課税世帯	36,900 円（多数該当 24,600 円）		290,000 円
70 歳から 74 歳までのかた（高齢受給者）				
所得区分	基準	外来のみ（個人単位）	入院あり（世帯単位）	年間上限額
現役並みⅢ	690 万円以上の住民税課税所得がある高齢受給者がいる世帯	270,300 円＋（総医療費 - 901,000 円）×1% （多数該当 140,100 円）		1,680,000 円
現役並みⅡ	380 万円以上 690 万円未満の住民税課税所得がある高齢受給者がいる世帯	179,100 円＋（総医療費 - 597,000 円）×1% （多数該当 93,000 円）		1,110,000 円
現役並みⅠ	145 万円以上 380 万円未満の住民税課税所得がある高齢受給者がいる世帯	85,800 円＋（総医療費 - 286,000 円）×1% （多数該当 44,400 円）		530,000 円
一般	現役並み所得者と低所得Ⅱ・Ⅰ以外の世帯	22,000 円 （年間 216,000 円）	61,500 円 （多数該当 44,400 円）	530,000 円
低所得Ⅱ	住民税非課税世帯	11,000 円 （年間 96,000 円）	25,700 円 （年間 24,600 円）	290,000 円
低所得Ⅰ	所得が 0 円の世帯	8,000 円	15,700 円	180,000 円

※過去12か月以内に高額療養費該当となる月が4か月以上ある場合、4か月目以降の自己負担限度額が下がります（多数該当）

※70歳から74歳未満で現役並みⅢ・一般区分のかたは、お持ちの高齢受給者証で限度額認定を受けることができますので、認定証の申請は必要ありません

問い合わせ・提出先
〒374-8501 館林市城町1-1
館林市役所保険年金課国保係
TEL0276-47-5138（直通）